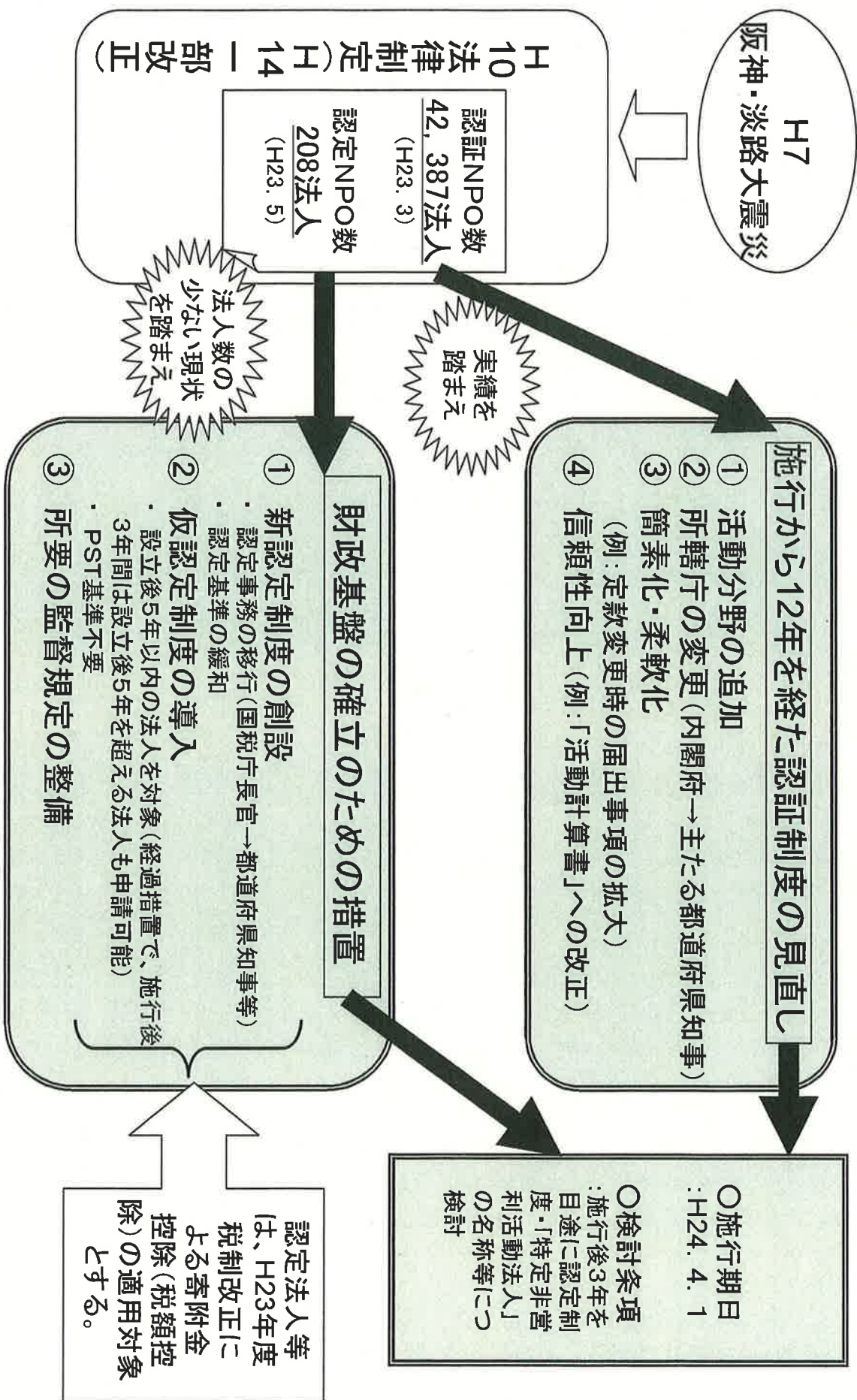


NPO法の一部を改正する法律案のポイント



認定NPO法人等への寄附金控除(概要)

現行所得税法上の寄附金控除

一般寄附金	控除なし
特定寄附金	
<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体への寄附金 指定寄附金(日本赤十字社、共同募金会等)への寄附金 特定公益増進法人(公益社団・財団法人、社会福祉法人等)への寄附金 認定NPO法人への寄附金 	<p>[寄附金—2,000円] まで所得控除 (寄附金は所得金額の40%を限度)</p>

(※)指定寄附金とは、財務大臣が、①広く一般に募集され、②公益の増進に寄与し、③緊急を要するものに充てられるものとして指定する寄附金のこと



平成23年度税制改正法案

<p>認定NPO法人に 対する寄 附金控除</p>	<p>所得控除</p> <p>認定基準は、 寄附金/総収 入が1/5以上 等</p>	<p>税額控除(「寄附金—2千円」の40%)又は所得控除</p> <p>左記に加え、①100人以上から3,000円以上の寄附、②条例個別指定でも認定</p>
<p>認定NPO法人以外に対する寄附金控除</p>	<p>特定公益増進法人等について所得控除</p>	<p>左記に加え、一定の要件を満たした公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人更生保護法人は、<u>税額控除も</u></p>

震災対応の特別措置(23,24,25年分所得)

- 今回の大震災の救援活動を行うNPO法人の活動を支援するため、認定NPO法人が、大震災に関連して、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金と指定。さらに、税額控除制度を導入
- 大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を所得金額の80%に拡大(現行40%)

新NPO認定制度(平成24年度施行予定)

- ✓ 地方自治体で認証・認定を一体的に対応
- ✓ 仮認定制度の導入
(設立5年以内の法人はPST要件免除:
3年間は5年以上の法人も免除する経過措置)
- ✓ みなし寄附金の損金算入
(現行20% → 50%又は200万円まで)